

- 業務管理…作業の割振り、引率・監督 [表3][史6]
 - ・勘定所、歩兵隊など各所からの指示・依頼で人足派遣
 - ・おもに江波や京橋での船荷水揚げ、竹屋町蔵場での納入作業に従事
 - ・炊き出しなど、時に夜通しの作業も

□労働契約・条件の管理…規約違反の対処 [史5]

- (1)勝手に帰村する
- (2)宰領が行方不明になる
- (3)鑑札を紛失する
- (4)まちで騒動をおこす

□勤怠・賃金計算…生活費の不足問題に苦慮 [史7]

- ・人足の基本生活費（事前支給額+「菜代(日当)」）
- ・年末にボーナス…衣類調達代等として
- ・報奨手当…炊き出し作業員に対し、三枚らが申請
- ・郡中餞別費より緊急用預り分(3両)放出⇒人足らによる、自村への請求・借金多発

□安全衛生・健康管理…絶えない「罹患者」と帰村処理

- ・人足宿所の抜き打ちチェック（勘定吟味役視察）…掃除を指示
- ・病人帰村のための船賃補助を手代連名で申請…聞届け
現地船問屋複数から相見積もり（四国回りの三八船）
- ・帯同の医師（歩兵隊付き医師：大熊良達）との連携
- ⇒後半期は、百人単位。人員整理の事由付けの可能性あり [史9]

■エピソード

■役目を果たし、大坂へ

- ・大量帰村を見届け…大坂から人足差替え指示
- ・タイミングをみて帰還申請⇒いったん了承した池山らがごねる
- ・江波島より乗船、三八船で帰途へ⇒讃岐で金毘羅参り [史10]

□余暇の楽しみも

- ・同僚との酒宴、宮島詣で、東照宮や饒津神社参拝。実家からの差入れも [史11]

■第2陣は、戦場へ…近江代官多羅尾支配村々

- ・大阪市域では、丹北郡（長原、川辺等）村々が該当
- ・夫人足選定は第1陣と同時期。待機中に「兵賦」人足追加
- ・「夫役」から「雇用」へ…支払いも、よりシビアに
- ・慶応2年5月出発、同年8月24日広島出立（契約満期の者）（城家文書、大阪市史編纂所蔵）

史7 人足たちに寄り添う

○焚出し従事者への報奨金申請（広島表御用留）

（加島・四貫島・庭井村等含む先隊人足22人）
 右之もの共義、歩兵隊般舟寺焚出し方二而外駈走り、
 下通之人足共とも訳違寒氣之折柄引続多人数之焚出、
 昼夜之無差別薪・水之業二難儀いたし候間、引替之義
 等申立候得共、其時之理解及置候義二而、事実難義之
 段相違無御座候間、何卒格別之御義ヲ以向後相当之日
 当御手当ヲ被下置候様仕度、左候ハ、励ニも相成、此
 上猶一際出精可仕奉存候、依之此段奉願候、以上
 寅正月 内海多治郎手代 三枚泰次郎

○病人帰村の入費補助申請（広島表御用留）

今般御用物為持送大坂表を罷越候夫役人足之内、磯八
 外式人途中病氣二付帰村之義奉願候処、願之通被仰
 付其段申渡候処（略）磯八外式人もの共も身薄之も
 の二付、旅中雑用等之手当も無御座難波之趣申立候二
 付勘弁仕候処、幸ひ大坂表迄便船御座候趣二付船頭共
 承札候処、吉人二付金式分三朱ツ、二而船中賄・船賃
 共取賄候旨、申聞候間、可相成候義二御座候ハ、右三
 人之もの共へ船中賄料船賃共被下置候様仕度、右看病
 人も同様道中失費も相掛り候二付何与歟御手当被成下
 置候様奉願候、以上

慶応元年十二月廿一日

★Memo★

○喧嘩事件と住民対応（御用留）

（該当者・高津村佐助、曾根崎村々庄七）
 人足の庄七・太平治が京橋筋東柳町橋本屋清八という居
 酒屋に行った。酒を売ってほしいと頼んだところ口論と
 なり、清八が人足を殴った。そこへ来た佐助までも殴
 りケガをさせて逃げた。帰ってきた人足らは恨みに思い、
 清八方へ行こうとするので厳しく止めたが、他の人足ま
 で同調し、清八を捕まえようと大勢で店へ押しかけて
 いった。
 裏口から逃げようとする清八を追ったはずみに建具など
 を損壊してしまったので、（駆け付けた三枚らが）町役
 人を呼んで糺したところ、「現場に居合わせた訳でもな
 く、また清八は（管轄である）当領主の町方（広島藩町
 奉行）が召し捕るものだから、把握していない」と言った。
 出張先のことなので穏便に済ませたいが、先ごろも（広
 島城下の）藍蔵門前で幕領の人足が何者かに殴られた。
 その際も穏便に処理し（人足には）夜に出歩くのは勿論
 トラブルを起こさぬよう申渡したのにまた同じことが起
 こった。「今回はそちらで取り扱ってくれ」といわれた
 ので、処理しようとして、内海手代池山へ掛け合ったが「佐々
 井半十郎に聞いてくれ」といわれ、佐々井には勘定所へ
 達しなくては取り扱いきないといわれた。
 出張先ゆえ臨機応変に対処し、皆が難儀に及ばぬようう
 まく取り扱うべきだと再三話したが、「勘定所へ言って
 くれ」の一点張りだったので、やむなく報告する。

★Memo★

表3 現地でのおもな作業表

集合場所		仕事内容	該当部署	備考
江波島	水揚げ場	水揚(玉葉・蒲団他諸品) 船積(大砲・玉葉・車等) 運搬(蒲団)	勘定吟味方、歩兵方 歩兵方 歩兵方	
京橋	水揚げ場	水揚(玉葉・荷物)	歩兵方 大砲・玉葉方	深夜まで労働。 小夜食料支給
竹屋町	蔵所	水揚・蔵入れ(米) 運搬(秣・大豆他諸品)	大砲方・勘定方 勘定方・騎兵方	倉敷代官手代・勘定方 より依頼の件あり
本川	水揚げ場	水揚(米) 水揚(諸品)	大砲方 勘定方	
中島	倉敷代官所 仮役所	運搬(蒲団)	歩兵方・大砲方 騎兵方	
中町	般舟寺	焚出し	歩兵方	深夜まで労働。
中町	妙慶院	焚出し	騎兵方	
中町	戒善寺	焚出し	騎兵方	

史6 人足たちの仕事ぶり(芸州行道中日記)

○玉葉を水揚げする
(十二日)
(勘定役)
 一四日(略) 林又七郎殿を呼出之上江場嶋玉葉水揚げいたし可申様被申候二付、其趣桜井久之助役所へ罷出談し候へ共、人足者一旦歩兵方へ引渡有之人足二付、其趣林様へ相断候へ共、押而明日同所へ人足召連可罷出旨被申候二付、其俣帰り申候
 一五日朝人足五十人召連罷出候節、歩兵方差とかめ候二付、其段林様へ相断候処、人足見合二相成候(略)
 一酒相催し申候処へ御普請役廣瀬文蔵殿被参候、御勘定所へ罷越候様被申候二付被罷出候処、人足百七十人之内百人歩兵方・七十人御勘定方人足仕訳、名前書差出し候様可致旨被仰付候
 ○布団を運ぶ
(十二日)
 一七日(略) 夫を京橋へ水揚二罷出候処、船廻り無之二付、其趣御勘定へ相断申候、 明八日前書水揚人足三十人、桜井役所へ蒲団扱人足三十人差出候事被申付候一八日(略) 桜井) 役所へ罷出、蒲団之処手不足二付又々三十人呼寄、歩兵方へ六百五十八枚、騎兵方へ五十三枚、大砲方へ廿八枚、蒲団持運申候
 夜帰り候処へ弥右衛門罷越、京橋へ昨日之御用物只今着いたし今夕二水揚可致旨玉葉方被申候へ共、只今右水揚八込も出来不申、如何仕候哉之義申出候二付、御勘定森様へ伺二罷出候処、明日水揚可致旨被申候二付、其趣弥右衛門へ申付(略)

★Memo★

史1 勘定奉行(小栗下総守)よりの申渡

一此度長防江御人数差向相成候二付而者、兵糧其外持運ひ等のため右人数二応し人馬附属無之候而者不相成候処、右者多分之人馬高二付請負人足等御雇上相成候而者諸方人馬相集候儀二而自然如何之もの紛入候哉も難計、右様之節者不容易儀二到り候二付、何分請負人足等者難申付御料所之者二候ハ者御懸念も無之御安心之事二付、無余儀其支配所村々江右人馬夫役被仰付候間其旨可相心得候、尤馬之儀者場所二寄差支候由二付、都而人足二代工村高千石二付五人宛、壮健成者共相選凡廿五人二言人之当を以才領之もの附添差図之場所江差出候様可被申渡候、尤宿駅・助郷等も相勤失費相嵩候村々も有之、其辺厚被為厭候二付、人足二罷出ルもの共何れへも難儀不致様、留守中二者耕作手代り雇入候丈之御手当被下、万一妻子等不慮之難儀も相生候ハ、是又御手当被下候間、右様之節者取調可被申立先□二おゐて喰料其外寒サ二向ひ候御手当布団等迄御用意被成置候積二付、右等之趣厚相合申論、為取締手付、手代之内差添御沙汰次第罷越候様可被取計候
 但人足共留守中耕作之手代り雇賃者、吉ヶ年金式拾両之割を以日割二而村方江相渡、先々二而者御脚被下候外、菜代其外御手当与し而吉人二付一日錢百文も相渡し、右之外拾半天・股引・足袋共一通り宛被下、布団も御貸渡し相成、才領之もの江者右御手当□人足式人分被下候積二付、此段も差合

★Memo★

史2 心得書(抜粋)

申論、才領之もの者差働有之もの相選差出候様可遣取計候

一御勘定所様を御鑑札忝枚ツ、宰領・人足共へ一人別之御下ケ渡二相成候間、大切二相守肌二付置紛失無之様、尤是ハ御料所百姓与申証拠二付御探索撃所二而御之節差出候様可相心得、猶御用済帰坂之節早々返上可致事一宰領・人足共半天・股引・足袋并雨具迄一ト通り御下渡二相成候事
 但し本文二有之候へ共、混雑之砌二付差当り不都合相成候而者不宜候間、自身之廻り一ト通持参致候而も可然哉

一出立之節人足へ金拾兩ツ、相添可申候へ共、此方三兩ツ、御出役へ相預ケ置、先々二而者入用出来候節彼地二而受取可申、尤留守中入用之もの八月割二而其村々二而取計可申事(一ヶ条略)
 一宰領へ相渡金之儀者出立之節大坂二而郡中惣代之内右相渡候間、是者其村方出金二不及候事
 一御大切之御荷物二付、大坂二而請取候上者道中二而不調法無之様持運ひ、万事宰領之差図ヲ請可申事
 一宰領之者御出役へ万事相伺差図ヲ請、御荷物并二人足之取締第一二心掛可申事
 一道中二而人足之もの喧嘩口論ハ勿論、都而心得違之儀決而致間敷、村々二而申付置可申事

★Memo★